

第3回 岡山県最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和4年8月4日（木曜日） 午後3時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1-4-1
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室A

3 出席者

公益代表委員 : 2人（欠席1人）
労働者代表委員 : 3人
使用者代表委員 : 3人

4 審議事項

(1) 岡山県最低賃金額審議

5 議事要旨

(1) 岡山県最低賃金額について、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回34円を提示したが、前回提示額より1円減額の33円を提示する。

- ① あくまでも我々が真に注目すべきは低い水準で生活している方々に対する生活の安心であって格差と貧困の解消である。
- ② 近い将来、コロナ禍で芽生えた働き方や業務形態の変化が、東京一極集中によるリスクの回避という潮流により、地域活動が重要視されると考えられることから、持続的に魅力ある産業の維持、向上に努めていかなければならない。
- ③ 家族構成、雇用形態にかかわらず貧困による生活苦のない社会、県民誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるためには、早期に連合リビングウェイジである時間額1,000円を達成することが不可欠である。
- ④ 使側の主張等から、非常に厳しい状況にあることを考慮して1円歩み寄った金額とする。

【使用者側の意見要旨】

前回18円を提示したが、これ以上の提示は厳しく、据え置きとする。

- ① 特に賃金支払能力の観点を検討してほしい。
- ② 岡山財務事務所の報告において企業収益は3年度が増収見込みだが、4年度が減収の見込みと判断している。先行きはウクライナ情勢、中国の経済活動抑制、原材料価格上昇とか供給面での制約に加え、金融市場の変動等によって下振れリスクに十分注意する必要があると警告を発している。
- ③ 今年を目安に関する公益委員見解の中で政府に対する要望として、「賃上げ原資を確保できるよう労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。」と述べている。それが十分に適正にできていないからこそその要望だと思っている。
- ④ 中央最低賃金審議会が提示した影響率が16%を超えるような想定外の目安額は、廃業とか採用自粛にもつながる上げ幅。下請け企業は原材料費が高騰していても価格転嫁を大企業に認めてもらえず苦勞している実態がある。また、円安のメリットを享受できている中小企業はほとんどない。
- ⑤ 最低賃金が大幅に引上げられるだけの成長力が、今の岡山の経済実態で感じられない中での最低賃金引上げは限界がある。

いまだに多くの企業に対する雇用調整金の特別処置が続いている状況下で、過去最高の最低賃金の大幅な上昇には慎重になるべきであり、そろそろ官製賃上げではなく、地域の実態をよく見て、よく議論した結果の賃上げとすべき。

(2) 部会長代理から労使双方に意見を求めたが、双方から新たな意見、金額提示はなく、次回引き続き審議することとなった。

6 配付資料 なし